

提案仕様書

本仕様書は、福岡市（以下、本市という）の「令和7年度福祉人財共働ワーキング運営支援業務委託」に係る各種事業の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。
企画提案競技最優秀提案者との委託契約を締結する際は、本市と受注者が協議のうえ、契約書の仕様を定めることとする。

1 契約件名

令和7年度福祉人財共働ワーキング運営支援業務委託

2 履行場所

福祉局高齢社会部高齢社会政策課ほか

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 事業の目的と令和7年度の支援内容

介護業界における、『業界全体で連携し協力しながら業界に人材を呼び込む取組』を支援すること。
令和7年度は、若年層を中心とする層に、介護の魅力をしっかり届けるための取組を検討し、実施する。

5 委託内容

（1）令和7年度の業務及び成果指標について

① WGの運営支援について

【WG事業進行スケジュール（案）】

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
準備 メンバー募集		全大会					事業報告 (次年度に向けた 課題整理)
企画の実施に関する諸検討・諸支援（コンテンツ制作等に関する事、各種合意形成に関する事、PRに関する事、など）							

ア 「福祉人財共働ワーキング（以下WGという）」の運営

- ・「WG（参加者各回最低5名、1月末までに合計45名、回数は3回以上（各回60～90分）」を招集し、『業界全体で連携し協力しながら業界に人材を呼び込む取組』を議論すること。
- ・WGの資料は事前に市に提出すること。
- ・WGが円滑に進むよう、進行等を工夫すること。
- ・効果的な話し合いができるようなメンバー（20代前後の若年層を必ず入れること）を最低5人提案すること（昨年度までの参加者名簿は別紙参照）。
【重要】会議への参加者数確保が課題である。多くのメンバーが会議に参加したくなるような工夫や取組みを提案すること。
※例：謝礼の支払い（昨年度まではボランティアで実施）や適切な会場の用意など。
※なお、近年一般的な会議形態として認識されつつあることからオンラインでの会議参加の提案は除く。

イ 「事業報告」について

- ・令和7年度事業を振り返り課題を整理し、年度以降の取組を提案すること

② 成果指標

	1	2	3
指標	コンテンツ制作に活かせるアイデア数	コンテンツ制作に活かしたアイデア数	会議の参加者数
内容	効果的な介護の魅力発信アイデアの提案	左記のアイデアをコンテンツ制作に活かす	会議に参加した参加者の合計数
測定手段	コンテンツ制作に活かせるアイデア数のカウント	左記のアイデアをコンテンツ制作に活かした数のカウント	会議に参加した参加者の合計数のカウント
目標値	5つ	3つ	合計45名以上

③ 事業を進めるに当たってのその他必要事項

ア 本市広報の支援

取組をより広く知らせるため本市が実施する広報を支援すること。（随時市の求めに応じ、取組の写真・動画等記録の提供に加え効果的な広報手法の教示、情報収集、アイデア出し、SNS等での投稿手法助言など）

イ 本市と緊密な連携

市と定例会議を実施すること。

（２）その他の留意事項

- ・オンライン環境を準備できない参加者がいる場合は支援すること。

6 スケジュール

- ・ 7～8月 メンバー募集、準備
- ・ 9月～全大会

7 成果に応じた契約額の減額について

参加者数が合計45名に満たない場合、参加者数に応じて減額する。（ex. 参加者数が30名の参加の場合→（契約額×2／3）を基本とし、市と協議の上、減額する。減額の判断は2月上旬までに行う。

8 支払いについて

業務委託料の支払いについては、後払いとする。※7に記載の計算方法による金額

9 成果物

下記をまとめた最終報告書1部及びデータを収録した記録媒体

- (1) 会議参加者名簿（連絡先必須）、各回会議参加者一覧（Word、Excel、PowerPoint形式等）
- (2) 各回配布資料・会議録（Word、Excel、PowerPoint等）
- (3) アンケート調査結果とりまとめ（メンバーの状況および内容等）（Word、Excel、PowerPoint等）
- (4) WGの今後の展望に関する所見まとめ（事業の中で見えた課題を踏まえたもの）

10 その他

その他の事項としては、下記のとおりとする。

- (1) 本件委託業務の実施にあたっては福岡市に随時報告し、必要に応じて適宜協議するとともに本市担当者の指示に従うこと。また、業務遂行上の疑義が生じた場合は、本市担当者と協議の上で決定すること。
- (2) 本事業の実施にあたっては、福岡市個人情報保護条例第15条および別紙「個人情報・情報資産取扱特事項」を遵守すること。
- (3) 作成した資料・データの著作権は、すべて福岡市に帰属するものとする。
- (4) 福岡市契約事務規則に定める各種様式（業務遂行責任者届・完了届・受渡書など）を適宜提出すること。